

○富山県国民健康保険条例（抜粋）

平成29年12月15日

富山県条例第46号

第2章 富山県国民健康保険運営協議会 (名称)

第3条 法第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(委員)

第4条 政令第3条第5項の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、第4条第1項各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。